

# 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書

近年、社会資本整備を取り巻く環境は、激甚化、頻発化する自然災害や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等のリスクの増大のほか、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に更新時期を迎えるなど様々な課題を抱えており、適切な対応をしなければ国民負担の増大のみならず、社会経済システムが機能不全に陥るおそれがあります。

平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震では、本市において観測史上初めてとなる、最大震度5強を観測し、道路や港湾など公共施設の被害や大規模停電の発生により、市民生活と地域経済に大きな影響が生じました。

これらの経験から得られた教訓を生かしながら、老朽化した都市基盤の更新を進め、市民の生命・財産・暮らしを守り、誰もが安全・安心と思えるまちづくりの確立に向け、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の整備を図ることが必要です。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、防災・減災、国土強靱化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要です。

よって、国におかれましては、次の措置を講ずるよう強く要望します。

## 記

- 1 国土強靱化に資する社会資本の整備・管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。
- 2 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を計画的に進めるために必要な予算・財源を例年以上の規模で確保するとともに、5か年加速化対策期間完了後も、昨今の地震・豪雨・豪雪などの災害の状況を踏まえ、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保し継続的に取り組むこと。
- 3 維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、全ての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。
- 4 冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。
- 5 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

苫小牧市議会

【提出先】 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、  
国土強靱化担当大臣、衆議院議長、参議院議長